

令和4年第3回水戸市議会定例会議案

市議会議案第57号	水戸市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	1
〃 第58号	水戸市手数料条例の一部を改正する条例	3
〃 第59号	水戸市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	5
〃 第60号	水戸市公園墓地条例の一部を改正する条例	7
〃 第61号	水戸市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	11
〃 第62号	水戸市農業集落排水処理施設条例及び水戸市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例	13
〃 第63号	不動産の取得の変更について（水戸市民会館）	17
〃 第64号	財産の取得について（水戸市民会館舞台音響機器）	19
〃 第65号	財産の取得について（水戸市民会館舞台音響通信機器）	21
〃 第66号	令和3年度水戸市下水道事業会計資本剰余金の処分について	23
〃 第67号	令和4年度水戸市一般会計補正予算（第4号）	25
〃 第68号	令和4年度水戸市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）	29
〃 第69号	令和4年度水戸市介護保険会計補正予算（第1号）	31
報 告 第43号	専決処分について（水戸市手数料条例及び水戸市建築基準条例の一部を改正する条例）	33
〃 第44号	専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	35
〃 第45号	専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	37
〃 第46号	専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	39
〃 第47号	専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	41
〃 第48号	専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	43
〃 第49号	専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	45
〃 第50号	専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	47
〃 第51号	専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	49
〃 第52号	専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	51
〃 第53号	専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	53
〃 第54号	令和3年度水戸市一般会計継続費精算について	55
〃 第55号	令和3年度水戸市下水道事業会計継続費精算について	61
〃 第56号	健全化判断比率について	65
〃 第57号	資金不足比率について	67
〃 第58号	非強制徴収債権の放棄について	69
〃 第59号	公益財団法人水戸市スポーツ振興協会の令和3年度事業報告及び決算に関する書類の提出について	71

報 告	第60号	公益財団法人水戸市芸術振興財団の令和3年度事業報告及び決算に関する書類の提出について……………	73
ク	第61号	一般財団法人水戸市農業公社の令和3年度事業報告及び決算に関する書類の提出について……………	75
ク	第62号	一般財団法人水戸市公園協会の令和3年度事業報告及び決算に関する書類の提出について……………	77
ク	第63号	公益財団法人水戸市国際交流協会の令和3年度事業報告及び決算に関する書類の提出について……………	79
ク	第64号	一般財団法人水戸市勤労者福祉サービスセンターの令和3年度事業報告及び決算に関する書類の提出について……………	81
ク	第65号	一般財団法人水戸市商業・駐車場公社の令和3年度事業報告及び決算に関する書類の提出について……………	83
認 定	第1号	令和3年度水戸市一般会計及び特別会計決算認定について ……………	85
ク	第2号	令和3年度水戸市公営企業会計決算認定について ……………	87
ク	第3号	令和3年度水戸地方農業共済事務組合農業共済事業会計決算認定について ……	89

市議会議案第57号

水戸市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

水戸市職員の育児休業等に関する条例（平成4年水戸市条例第1号）の一部を次のように改正する。
 第2条第4号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア(ア)中「まで」を「（当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6カ月を経過する日、第2条の3の2の規定に該当する場合にあっては当該子が2歳に達する日）まで」に改め、同号イを次のように改める。

- イ 次のいずれかに該当する非常勤職員
 - (ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、第2条の3第3号に定める場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの
 - (イ) その養育する子の1歳6カ月到達日（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳6カ月到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(イ)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、第2条の3の2に定める場合に該当して当該子の1歳6カ月到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの
 - (ウ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き非常勤職員として採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第4号ウ及びビエを削る。

第2条の3第3号ア及びイ以外の部分を次のように改める。

1歳から1歳6カ月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をする場合であって第3条第8号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6カ月到達日

第2条の3第3号イを同号ウとし、同号ア中「非常勤職員がする」を「非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする」に、「配偶者がする」を「配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とさ

れた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合
第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の3の2各号列記以外の部分を次のように改める。

育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6カ月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第8号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)とする。

第2条の3の2中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6カ月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3の2に次の1号を加える。

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6カ月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4を削る。

第3条第5号を次のように改める。

(5) 削除

第3条第8号を次のように改める。

(8) 任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて任命権者を同じくする職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

第3条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間は、57日間とする。

付 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

令和4年9月5日提出

水戸市長 高橋 靖

市議会議案第58号

水戸市手数料条例の一部を改正する条例

水戸市手数料条例(平成4年水戸市条例第36号)の一部を次のように改正する。

別表176の部中「第5項まで」を「第7項まで」に、「長期優良住宅建築等計画の」を「長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の」に、「長期優良住宅建築等計画認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料」に改め、同表177の部中「長期優良住宅建築等計画の」を「長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の」に、「長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料」に改める。

付 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

令和4年9月5日提出

水戸市長 高橋 靖

水戸市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

水戸市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成5年水戸市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第7条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第9条第1号中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改め、同条第2号中「27円50銭」を「28円35銭」に、「573,030円」を「586,905円」に改める。

第10条第2号中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の水戸市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用する。

令和4年9月5日提出

水戸市長 高 橋 靖

水戸市公園墓地条例の一部を改正する条例

水戸市公園墓地条例（昭和46年水戸市条例第36号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条－第2条の2）

第2章 区画墓地（第3条－第13条）

第3章 合葬式墓地（第14条－第19条）

第4章 雑則（第20条）

付則

第1章 総則

第2条の次に次の1条を加える。

（施設）

第2条の2 焼骨を埋蔵するための施設として墓地に設けるものの種類及び名称は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 墳墓を設けるために区画する用地 区画墓地

(2) 複数の焼骨を共同で埋蔵するために設ける墳墓 合葬式墓地

2 水戸市堀町公園墓地には、区画墓地を設置する。

3 水戸市浜見台霊園には、区画墓地及び合葬式墓地を設置する。

第3条の前に次の章名を付する。

第2章 区画墓地

第3条第1項中「墓地」を「区画墓地」に改め、同条第2項中「墓地の使用の許可」を「前項の規定による使用の許可（以下この章において「使用許可」という。）」に改め、同条第3項中「第1項の」を削り、「以下」の次に「この章において」を加える。

第3条の2第1項中「前条第1項の規定による許可」を「使用許可」に、「墓地」を「区画墓地」に改め、同条第2項中「墓地」を「区画墓地」に改める。

第4条第1項中「墓地」を「区画墓地」に改め、同条第2項中「前条の使用を許可する」を「使用許可をする」に改める。

第4条の2中「許可を受けた」を「使用許可に係る」に、「墓地」を「区画墓地」に改める。

第5条及び第6条中「墓地」を「区画墓地」に改める。

第7条の見出し中「使用」を「使用許可」に改め、同条第1項中「の一」を「のいずれか」に、「第3条に規定する使用の許可」を「使用許可」に改め、同項第1号中「許可を受けた」を「使用許可に係る」に改める。

第8条（見出しを含む。）中「区画」を「区画墓地」に改める。

第10条第2項中「墓地」を「区画墓地」に改める。

第11条第1項中「使用許可証の記載事項のうち本籍、住所若しくは氏名に異動が生じたとき、又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改める。

第13条（見出しを含む。）中「墓地」を「区画墓地」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第3章 合葬式墓地

第14条を次のように改める。

（使用の許可）

第14条 合葬式墓地を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定による使用の許可（以下この章において「使用許可」という。）を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) その死後において自己の焼骨を埋藏しようとする者
- (2) 配偶者、6親等以内の血族又は3親等以内の姻族の関係にあった者その他規則で定める者の焼骨を現に所有する者であって、当該焼骨を埋藏しようとするもの

3 市長は、使用許可に当たっては、本市に住所を有する者を優先するものとする。

4 使用許可を受けた者（以下この章において「使用者」という。）に対しては、使用許可証を交付する。

第15条を第20条とし、同条の前に次の章名を付する。

第4章 雑則

第14条の次に次の5条を加える。

（使用許可の取消し）

第15条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消すことができる。

- (1) 合葬式墓地を使用する見込みがないと市長が認めるとき。
- (2) 使用者が住所不明となって7年を経過したとき。
- (3) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

（使用料）

第16条 使用者は、使用許可を受けた際に、使用料として焼骨1体につき70,000円を納付しなければならない。

2 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（合葬式墓地の不使用の届出）

第17条 使用者は、合葬式墓地を使用する必要がなくなったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（埋藏のための措置）

第18条 使用者は、規則で定めるところにより、合葬式墓地に焼骨を埋藏するために必要な措置を講じなければならない。

（準用）

第19条 第4条の2、第11条及び第12条の規定は、合葬式墓地について準用する。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この条例の施行の日以後の改正後の第3章に規定する合葬式墓地の使用に係る使用の許可その他必要

な行為は、同日前においても、同章の規定の例により行うことができる。

令和4年9月5日提出

水戸市長 高橋 靖

水戸市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

水戸市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年水戸市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「下水道事業」の次に「（公共下水道事業及び農業集落排水事業をいう。以下同じ。）」を加える。

第3条第3項を次のように改める。

3 下水道事業の予定処理区域等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 公共下水道事業の予定処理区域等は、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定により定める事業計画によるものとする。
- (2) 農業集落排水事業の処理区域は、水戸市農業集落排水処理施設条例（平成3年水戸市条例第6号）第2条第2項及び別表第1に定めるところによる。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に市長がした処分その他の行為でこの条例の施行の際現にその効力を有するもののうち施行日以後に上下水道事業管理者が処理し、又は管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、上下水道事業管理者がした処分その他の行為とみなす。

3 この条例の施行の際現に市長に対して行われている申請その他の行為で施行日以後に上下水道事業管理者が処理し、又は管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、上下水道事業管理者に対して行われた申請その他の行為とみなす。

（水戸市農業集落排水事業債減債基金条例の廃止）

4 水戸市農業集落排水事業債減債基金条例（平成19年水戸市条例第3号）は、廃止する。

（水戸市特別会計条例の一部改正）

5 水戸市特別会計条例（昭和39年水戸市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

（水戸市特別会計条例の一部改正に伴う経過措置）

6 水戸市農業集落排水事業会計の令和4年度分の決算については、なお従前の例による。
（水戸市下水道条例の一部改正）

7 水戸市下水道条例（昭和48年水戸市条例第60号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

水戸市公共下水道条例

(水戸市下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

- 8 水戸市下水道事業受益者負担に関する条例(昭和53年水戸市条例第22号)の一部を次のように改める。
題名を次のように改める。

水戸市公共下水道事業受益者負担に関する条例

第2条の2(見出しを含む。)中「下水道事業受益者負担金」を「公共下水道事業受益者負担金」に改める。

第8条第2項及び第14条の2(見出しを含む。)中「下水道事業受益者分担金」を「公共下水道事業受益者分担金」に改める。

第15条第1項中「水戸市下水道条例」を「水戸市公共下水道条例」に改める。

(水戸市水道事業及び下水道事業審議会条例の一部改正)

- 9 水戸市水道事業及び下水道事業審議会条例(平成17年水戸市条例第43号)の一部を次のように改正する。
第1条中「下水道事業の」を「下水道事業(公共下水道事業及び農業集落排水事業をいう。次条第2号において同じ。)の」に改める。

令和4年9月5日提出

水戸市長 高橋 靖

市議会議案第62号

水戸市農業集落排水処理施設条例及び水戸市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

(水戸市農業集落排水処理施設条例の一部改正)

- 第1条 水戸市農業集落排水処理施設条例(平成3年水戸市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「この条において」、「第14条第1項において同じ」及び「(同項において「管路施設」という。)」を削り、同条に次の1号を加える。

(4) 給水装置 水道法(昭和32年法律第177号)第3条第9項に規定する給水装置をいう。

第4条中「市長」を「上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)」に改める。

第5条ただし書中「市長」を「管理者」に改める。

第6条第1項中「規則で」を「管理者が」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者」に改める。

第7条を次のように改める。

(排水設備工事の施行)

第7条 排水設備の新設等の工事は、水戸市公共下水道条例(昭和48年水戸市条例第60号)第7条第1項に規定する下水道工事指定店が施行するものとする。

第8条中「規則で」を「管理者が」に、「市長」を「管理者」に改める。

第9条第1項中「規則で」を「管理者が」に、「市長」を「管理者」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(し尿の排除の制限)

第9条の2 使用者は、農業集落排水処理施設にし尿を排除しようとするときは、水洗便所によらなければならない。

第10条中「規則で」を「管理者が」に改める。

第11条及び第11条の2を次のように改める。

(使用料)

第11条 使用者は、使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料の額は、農業集落排水処理施設に排除した汚水の量(以下「排除汚水量」という。)に応じ、別表第2に定めるところにより算出した額とする。この場合において、当該算出した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(排除汚水量の認定)

第11条の2 排除汚水量の認定は、次の各号に定めるところによる。

(1) 水道水を使用した場合は、水道の使用水量とする。

(2) 水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とし、当該使用水量は、用途、営業の種類、人員等を勘案して管理者が認定する。

2 前項第1号の場合において、2世帯以上の使用者が共同で給水装置を使用しているときにおけるそれぞれの使用者の使用水量は、使用世帯数に応じて総使用水量を均等に配分するものとする。ただし、特別の事情があると認めるときは、それぞれの使用の態様を勘案して管理者が認定する。

第11条の2の次に次の6条を加える。

(使用水量の認定)

第11条の3 第9条の規定による届出をしないで農業集落排水処理施設の使用を開始し、休止し、廃止し、又は再開した者に係る前条第1項各号における使用水量については、管理者が認定する。

(排除汚水量等の申告)

第11条の4 使用する水量が排除汚水量と著しく異なることとなる者として管理者が定める使用者は、毎使用月の排除汚水量及び当該水量の算出根拠を記載した申告書を、管理者に提出しなければならない。

2 前項の場合においては、管理者は、第11条の2の規定にかかわらず、当該申告事項を勘案して、その排除汚水量を認定する。

(計量装置)

第11条の5 管理者は、第11条の2第1項第2号及び同条第2項ただし書並びに前条第2項の規定による認定をするため必要があると認めるときは、適当な場所に計測のための計量装置を取り付けることができる。

2 使用者は、前項の装置を管理し、使用者の責めに帰すべき理由によりその装置を毀損し、又は滅失したときは、管理者の定める損害額により、これを賠償しなければならない。

(使用料の徴収方法)

第11条の6 使用料は、隔月に徴収する。ただし、管理者が必要があると認めるときは、毎月徴収することができる。

(臨時使用の場合の概算使用料の前納)

第11条の7 農業集落排水処理施設を臨時に使用する者は、管理者が定める概算の使用料を前納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の使用料は、農業集落排水処理施設の使用を廃止したときに精算する。

(資料の提出)

第11条の8 管理者は、使用料を算出するため、使用者から必要な資料の提出を求めることができる。

第12条中「市長」を「管理者」に改める。

第13条中「規則で」を「管理者が」に、「市長」を「管理者」に改める。

第14条第1項中「規則で」を「管理者が」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

3 管理者は、特別の理由があると認めるときは、負担金を減額し、又は免除することができる。

第15条第1項及び第2項、第16条第1項並びに第17条中「市長」を「管理者」に改める。

第18条中「規則で」を「管理者が」に改める。

第19条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第9条の2の規定に違反してし尿を農業集落排水処理施設に排除した者
別表第2を次のように改める。

別表第2(第11条関係)

種別	基本料金(1月につき)		超過料金(1月当たり排除汚水量1立方メートルにつき)	
	排除汚水量	料金	排除汚水量	料金

一般汚水	8立方メートルまで	1,170.40円	8立方メートルを超え 10立方メートルまで	57.20円
			10立方メートルを超え 20立方メートルまで	170.50円
			20立方メートルを超え 30立方メートルまで	182.60円
			30立方メートルを超え 50立方メートルまで	200.20円
			50立方メートルを超え 200立方メートルまで	225.50円
			200立方メートルを超えるもの	258.50円
公衆浴場汚水	8立方メートルまで	1,170.40円	8立方メートルを超えるもの	50.60円

備考

1 一般汚水とは、公衆浴場汚水以外の汚水をいう。

2 公衆浴場汚水とは、公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第2条第1項の規定による許可を受けた公衆浴場で物価統制令(昭和21年勅令第118号)の適用を受けるものから排除される汚水をいう。

(水戸市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正)

第2条 水戸市農業集落排水事業分担金徴収条例(昭和63年水戸市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号を削り、同条第4号中「市長」を「上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)」に改め、同号を同条第3号とし、同条第5号中「各会計年度」を「各事業年度」に改め、同号を同条第4号とし、同条第6号を同条第5号とし、同条第7号中「計画戸数」の次に「(管理者が定める算定方法に基づき算定した処理区域内の建築物の戸数と別に定める算定方法に基づき算定した当該処理区域内の予測される建築物の戸数とを合算した戸数をいう。)」を加え、同号を同条第6号とし、同条第8号中「各会計年度」を「各事業年度」に改め、同号を同条第7号とする。

第3条中「市長」を「管理者」に改める。

第3条の2中「定めなければならない」を「定めることができる」に改める。

第4条第1項及び第5条から第6条までの規定中「市長」を「管理者」に改める。

第7条中「市長」を「管理者」に、「一に」を「いずれかに」に改める。

第8条から第10条までの規定中「市長」を「管理者」に改める。

第11条中「規則で」を「管理者が」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前から継続して水戸市農業集落排水処理施設条例第3条第1号に規定する農業集落排水処理施設(以下「農業集落排水処理施設」という。)を使用している者(以下「継続使用者」という。)に係る第1条の規定による改正後の水戸市農業集落排水処理施設条例(以下「新条例」という。)第11条及び別表第2の規定は、施行日以後最初の排除汚水量認定日(新条例第11条の2に規定する排除汚水量の認定(以下「認定」という。)をする日をいう。以下同じ。)の翌日以後の農業集落排水処理施設の使用に係る使用料(以下「使用料」という。)から適用し、当該排除汚水量認定日以前の使用料については、なお従前の例による。この場合において、施行日から施行日以後最初の排除汚水量認定日までの使用料の算定は、日割計算により算出した額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。
- 3 継続使用者に係る施行日以後最初の排除汚水量認定日の翌日から令和8年度の最初の排除汚水量認定日までの間における認定に係る使用料の算定については、新条例の規定により算定した使用料(以下「新条例適用使用料」という。)が第1条の規定による改正前の水戸市農業集落排水処理施設条例の規定により算定した使用料(以下「旧条例適用使用料」という。)を超える場合にあっては、新条例第11条及び別表第2の規定にかかわらず、当該新条例適用使用料から当該旧条例適用使用料を減じた額に、次の表の左欄に掲げる使用料の区分に応じ、それぞれ同表右欄に定める減額率を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を当該新条例適用使用料から減じた額とする。

使用料の区分	減額率
施行日以後最初の排除汚水量認定日の翌日から令和6年度の最初の排除汚水量認定日までの間における認定に係る使用料	4分の3
令和6年度の最初の排除汚水量認定日の翌日から令和7年度の最初の排除汚水量認定日までの間における認定に係る使用料	4分の2
令和7年度の最初の排除汚水量認定日の翌日から令和8年度の最初の排除汚水量認定日までの間における認定に係る使用料	4分の1

- 4 前2項に規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、水戸市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年水戸市条例第 号)付則第2項及び第3項に定めるところによる。

令和4年9月5日提出

水戸市長 高橋 靖

市議会議案第63号

不動産の取得の変更について

水戸市民会館の用に供する不動産の取得を次のように変更するものとする。

記

令和2年12月22日議決された市議会議案第175号不動産の取得についての

- 1 不動産の表示中「23,212.63平方メートル」を「23,232.35平方メートル」に、「21,944.99平方メートル」を「21,808.04平方メートル」に、「931.32平方メートル」を「1,085.5平方メートル」に改める。
- 2 取得持分中「1,000,000分の936,726」を「1,000,000分の941,868」に、「1,000,000分の922,587」を「1,000,000分の927,459」に、「1,000,000,000,000分の909,908,471,346」を「1,000,000,000,000分の914,903,261,028」に改める。
- 3 取得価格中「18,520,000,000円」を「18,250,979,826円」に改める。

令和4年9月5日提出

水戸市長 高橋 靖

(参考)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

財産の取得について

水戸市民会館舞台音響機器として、次により取得するものとする。

記

- 1 動産の表示 水戸市民会館舞台音響機器 一式
 - (1) 移動型サブウーハ 6台
 - (2) 移動型サブウーハ用キャスター台車 6台
 - (3) 組立式コンソール台 9台
 - (4) 音響操作者用高椅子 9脚
 - (5) 効果用スピーカスタンド 20本
 - (6) 音響操作ワゴン
 - ア アナログミキサ 1台
 - イ メディアプレーヤ 4台
 - ウ メモリ・CDレコーダ 1台
 - エ ブルーレイディスクプレーヤ 4台
 - オ 収納ワゴン 1台
 - カ パワーディストリビュータ 7台
 - (7) ワイヤレスマイク装置
 - ア ワイヤレス受信機 1台
 - イ ハンドヘルドマイクロホン 2台
 - ウ タイピン型マイクロホン 1台
 - エ 超小型指向性コンデンサマイクロホン 1台
 - (8) ビデオプロジェクタ
 - ア レーザー光源ビデオプロジェクタ 1台
 - イ 超短焦点レンズ 1台
 - (9) AVテーブル 7台
 - (10) 映像ワゴン
 - ア ビデオスイッチャ 1台
 - イ 小型モニタディスプレイ 3台
 - ウ 移動型ケース 4台
 - (11) 組立式スクリーン 2台
 - (12) 録音再生機器類
 - ア メモリ・CDレコーダ 4台
 - イ リモートコントローラ 4台
 - ウ 移動型ケース 10台

(13) 大型移動スピーカ類

- ア 12インチ2WAYスピーカ 10台
- イ 専用フライングブラケット 6個
- ウ スピーカスタンド 6本

(14) 小型移動スピーカ類

- ア 8インチ2WAYスピーカ 4台
- イ 専用フライングブラケット 4個
- ウ パイプクランプ 4個
- エ 専用TVスピゴット 4個

(15) 移動スピーカ類専用スピーカスタンドアダプタ 10個

(16) 大型パワードスピーカ類

- ア 18インチパワードサブウーハ 2台
- イ スピーカ台車 2台
- ウ スピーカスタンド 4本

(17) 小型パワードスピーカ類

- ア モニタスピーカ 10台
- イ スタンド 30本

(18) 楽屋系モニタテレビ用機器

- ア 22型地デジチューナ付テレビ 25台
- イ ビデオ信号変換器 6台

(19) ホワイエ系モニタテレビ用機器

- ア 32型地デジチューナ付テレビ 11台
- イ ディスプレイスタンド 11台

(20) ビデオスイッチャ 2台

(21) HDMIケーブル 22本

(22) HDMI・DVI信号光延長器・送信器 2台

(23) HDMI・DVI信号光延長器・受信器 2台

(24) HDMI・DVI信号光受信器・送信器用光パッチケーブル 2本

2 取得価格 40,150,000円

3 契約の相手方 水戸市内原1丁目225番地
株式会社柴沼金物
代表取締役 柴沼成明

令和4年9月5日提出

水戸市長 高橋 靖

市議会議案第65号

財産の取得について

水戸市民会館舞台音響通信機器として、次により取得するものとする。

記

1 動産の表示 水戸市民会館舞台音響通信機器 一式

(1) ワイヤレスインターカム

- ア ベースステーション 2台
- イ 移動型ケース 2台
- ウ ベルトバック 16台
- エ キャリングケース 4台
- オ ヘッドセット 20台
- カ 急速充電器 4台

(2) 赤外線補聴システム

- ア トランスミッタ 1台
- イ 移動型ケース 1台
- ウ 赤外線ラジエータ 2台
- エ レシーバ 24台
- オ ネットループインダクタ 24台
- カ チャージング・キャリアケース 2台
- キ バッテリーバック 24個

2 取得価格 14,905,000円

3 契約の相手方 水戸市住吉町192番地の111
茨城教育映像
伊藤 修

令和4年9月5日提出

水戸市長 高橋 靖

令和3年度水戸市下水道事業会計資本剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第3項の規定に基づき、令和3年度水戸市下水道事業会計資本剰余金1,131,233,917円のうち、3,649,801円を資本金に組み入れるものとする。

令和4年9月5日提出

水戸市長 高橋 靖

（参考）

地方公営企業法抜粋

（剰余金の処分等）

第32条第3項 毎事業年度生じた資本剰余金の処分は、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

令和4年度水戸市一般会計補正予算（第4号）

令和4年度水戸市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,963,112千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ128,485,012千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和4年9月5日提出

水戸市長 高橋 靖

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
16 国庫支出金		千円 26,830,445	千円 328,110	千円 27,158,555
	2 国庫補助金	7,372,908	328,110	7,701,018
17 県支出金		8,704,144	350,000	9,054,144
	2 県補助金	2,312,940	350,000	2,662,940
21 繰越金		390,300	1,495,502	1,885,802
	1 繰越金	390,300	1,495,502	1,885,802
23 市債		17,423,300	△210,500	17,212,800
	1 市債	17,423,300	△210,500	17,212,800
歳 入 合 計		126,521,900	1,963,112	128,485,012

歳 出

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
2 総務費		千円 18,983,530	千円 △248,320	千円 18,735,210
	1 総務管理費	16,660,568	△248,320	16,412,248
3 民生費		49,002,500	1,869,732	50,872,232
	1 社会福祉費	21,443,658	794,418	22,238,076
	2 児童福祉費	18,174,444	724,716	18,899,160
	3 生活保護費	9,374,192	350,598	9,724,790
4 衛生費		10,121,969	51,500	10,173,469
	1 保健所費	4,220,864	51,500	4,272,364
6 農林水産業費		1,926,541	65,200	1,991,741
	1 農業費	1,901,347	65,200	1,966,547
7 商工費		1,449,874	175,000	1,624,874
	1 商工費	1,449,874	175,000	1,624,874
8 土木費		16,111,805	50,000	16,161,805
	5 住宅費	773,394	50,000	823,394
歳 出 合 計		126,521,900	1,963,112	128,485,012

第2表 継続費補正

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	新市民会館整備事業	千円	2	千円 4,500,000	千円 18,250,980	2	千円 4,500,000
			18,520,000	3	5,500,000		3	5,500,000
				4	8,520,000		4	8,250,980

市議会議案第68号

令和4年度水戸市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）

令和4年度水戸市の農業集落排水事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ796,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月5日提出

水戸市長 高橋 靖

第3表 地方債補正

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
交通政策事業	千円 27,200	普通貸借又は債券発行	1.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れるものについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	30年以内（据置期間を含む。） なお、公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換することができる。	千円 31,300	普通貸借又は債券発行	1.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れるものについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	30年以内（据置期間を含む。） なお、公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換することができる。
市営住宅整備事業	181,400				千円 208,900			

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
7 繰越金		千円 20,000	千円 10,000	千円 30,000
	1 繰越金	20,000	10,000	30,000
歳 入 合 計		786,000	10,000	796,000

歳 出

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
1 農業集落排水事業費		千円 344,617	千円 10,000	千円 354,617
	1 農業集落排水事業費	344,617	10,000	354,617
歳 出 合 計		786,000	10,000	796,000

市議会議案第69号

令和4年度水戸市介護保険会計補正予算（第1号）

令和4年度水戸市の介護保険会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ189,605千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,945,605千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月5日提出

水戸市長 高橋 靖

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
8 繰越金		千円 10,047	千円 189,605	千円 199,652
	1 繰越金	10,047	189,605	199,652
歳 入 合 計		24,756,000	189,605	24,945,605

歳 出

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
5 諸支出金		千円 7,504	千円 189,605	千円 197,109
	1 償還金及び還付加算金	7,504	189,605	197,109
歳 出 合 計		24,756,000	189,605	24,945,605

報告第43号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、水戸市手数料条例及び水戸市建築基準条例の一部を改正する条例について、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和4年9月5日提出

水戸市長 高橋 靖

水戸市手数料条例及び水戸市建築基準条例の一部を改正する条例

(水戸市手数料条例の一部改正)

第1条 水戸市手数料条例(平成4年水戸市条例第36号)の一部を次のように改正する。

別表161の部中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改め、同表162の部中「第85条第6項」を「第85条第7項」に改め、同表173の部中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改め、同表174の部中「第87条の3第6項」を「第87条の3第7項」に改める。

(水戸市建築基準条例の一部改正)

第2条 水戸市建築基準条例(平成12年水戸市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第59条中「第85条第5項又は第6項」を「第85条第6項又は第7項」に改める。

第61条第1項中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改め、同条第2項中「第87条の3第6項」を「第87条の3第7項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

上記については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により処分するものである。

令和4年7月8日処分

水戸市長 高橋 靖

専決処分について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、交通事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和4年9月5日提出

水戸市長 高橋 靖

和解及び損害賠償の額を定めることについて

交通事故により生じた損害について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、和解及び損害賠償の額を次のとおり定める。

事故発生日時	令和4年3月28日 午後1時30分頃
事故発生場所	██████████
和解の相手方	██████████
事故の概要	清掃事務所職員██████████は、市有車を運転し、上記場所で停車した際、当該車両が後退し、相手方所有のブロック塀に接触した。 この結果、当該ブロック塀が損傷したものである。
和解の条件	市は、██████████に対し、損害賠償金として319,000円を支払うものとする。

上記については、地方自治法第180条第1項の規定により処分するものである。

令和4年6月10日処分

水戸市長 高橋 靖

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、交通事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和4年9月5日提出

水戸市長 高橋 靖

別紙

和解及び損害賠償の額を定めることについて

交通事故により生じた損害について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、和解及び損害賠償の額を次のとおり定める。

事故発生日時	令和4年5月27日 午前11時10分頃
事故発生場所	水戸市三の丸1丁目5番 茨城県三の丸庁舎駐車場
和解の相手方	██████████ ██████████
事故の概要	高齢福祉課職員 ████████ は、市有車を運転し、上記場所において後退した際、駐車していた相手方の車両に接触した。 この結果、相手方の車両が損傷したものである。
和解の条件	市は、 ████████ に対し、損害賠償金として206,932円を支払うものとする。

上記については、地方自治法第180条第1項の規定により処分するものである。

令和4年7月8日処分

水戸市長 高橋 靖

報告第46号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、水戸市堀町2332番4地先で発生した事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和4年9月5日提出

水戸市長 高橋 靖

和解及び損害賠償の額を定めることについて

水戸市堀町2332番4地先で発生した事故により生じた損害について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、和解及び損害賠償の額を次のとおり定める。

事故発生日時	令和4年1月14日 午後5時40分頃
事故発生場所	水戸市堀町2332番4地先
和解の相手方	██████████
事故の概要	上記場所の市道の舗装が欠損していたため、当該欠損部分を走行した相手方の車両が損傷したものである。
和解の条件	市は、██████████に対し、損害賠償金として5,575円を支払うものとする。

上記については、地方自治法第180条第1項の規定により処分するものである。

令和4年6月13日処分

水戸市長 高橋 靖

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、水戸市石川2丁目4105番5地先で発生した事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和4年9月5日提出

水戸市長 高橋 靖

和解及び損害賠償の額を定めることについて

水戸市石川2丁目4105番5地先で発生した事故により生じた損害について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、和解及び損害賠償の額を次のとおり定める。

事故発生日時	令和3年9月9日 午後4時頃
事故発生場所	水戸市石川2丁目4105番5地先
和解の相手方	██ ██
事故の概要	上記場所の市道において、切断した鉄製の支柱の一部が飛び出していたため、当該部分を走行した相手方の車両が損傷したものである。
和解の条件	市は、██████に対し、損害賠償金として13,239円を支払うものとする。

上記については、地方自治法第180条第1項の規定により処分するものである。

令和4年6月13日処分

水戸市長 高橋 靖

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、水戸市酒門町3633番1地先で発生した事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和4年9月5日提出

水戸市長 高橋 靖

和解及び損害賠償の額を定めることについて

水戸市元吉田町2543番3地先で発生した事故により生じた損害について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、和解及び損害賠償の額を次のとおり定める。

事故発生日時	令和4年4月26日 午後零時頃
事故発生場所	水戸市元吉田町2543番3地先
和解の相手方	██████████ ██████████
事故の概要	上記場所の市道の舗装と排水路のコンクリート製の蓋に段差が生じていたため、当該部分を走行した相手方の車両が損傷したものである。
和解の条件	市は、██████████に対し、損害賠償金として27,820円を支払うものとする。

上記については、地方自治法第180条第1項の規定により処分するものである。

令和4年7月8日処分

水戸市長 高橋 靖

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、水戸市笠原町549番2地先で発生した事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和4年9月5日提出

水戸市長 高橋 靖

別紙

和解及び損害賠償の額を定めることについて

水戸市笠原町1485番8地先で発生した事故により生じた損害について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、和解及び損害賠償の額を次のとおり定める。

事故発生日時	令和4年7月5日 午前7時30分頃
事故発生場所	水戸市笠原町1485番8地先
和解の相手方	[REDACTED]
事故の概要	上記場所の市道の舗装が欠損していたため、当該欠損部分を走行した相手方の車両が損傷したものである。
和解の条件	市は、[REDACTED]に対し、損害賠償金として29,964円を支払うものとする。

上記については、地方自治法第180条第1項の規定により処分するものである。

令和4年8月12日処分

水戸市長 高橋 靖

報告第54号

令和3年度水戸市一般会計継続費精算について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定に基づき、令和3年度水戸市一般会計継続費精算について別紙のように報告する。

令和4年9月5日提出

水戸市長 高橋 靖

令和3年度水戸市一般会計

款	項	事業名	年 度	全 体 計 画				
				年割額	左 の 財 源 内 訳			一般財源
					特 定 財 源			
			国県支出金	地方債	その他			
2 総務費	1 総務管理費	千波市民センター移転改築事業	2	188,500,000	-	139,500,000	-	49,000,000
			3	214,500,000	-	160,500,000	-	54,000,000
			計	403,000,000	-	300,000,000	-	103,000,000
4 衛生費	2 墓園斎場費	新斎場基本・実施設計事業	元	30,000,000	-	-	-	30,000,000
			2	57,500,000	-	-	-	57,500,000
			3	500,000	-	-	-	500,000
			計	88,000,000	-	-	-	88,000,000
	3 清掃費	健康増進等施設整備事業	元	451,000,000	-	333,700,000	-	117,300,000
			2	904,000,000	420,000,000	353,200,000	-	130,800,000
			3	948,000,000	400,000,000	369,000,000	42,000,000	137,000,000
計	2,303,000,000	820,000,000	1,055,900,000	42,000,000	385,100,000			
6 農林水産業費	1 農業費	植物公園再整備事業	元	263,400,000	-	159,400,000	-	104,000,000
			2	368,600,000	-	256,500,000	-	112,100,000
			3	1,000,000	-	-	-	1,000,000
			計	633,000,000	-	415,900,000	-	217,100,000
8 土木費	4 都市計画費	赤塚駅西線道路新設事業	元	350,000,000	192,500,000	141,800,000	-	15,700,000
			2	370,000,000	203,500,000	166,500,000	-	-
			3	10,000,000	5,500,000	4,500,000	-	-
			計	730,000,000	401,500,000	312,800,000	-	15,700,000
			2	176,000,000	-	158,400,000	-	17,600,000
			3	264,000,000	-	237,600,000	-	26,400,000
	計	440,000,000	-	396,000,000	-	44,000,000		
		米沢町・元吉田町都市下水路新設事業	2	176,000,000	-	158,400,000	-	17,600,000
			3	264,000,000	-	237,600,000	-	26,400,000
			計	440,000,000	-	396,000,000	-	44,000,000

継続費精算報告書

(単位 円)

支出済額	実 績				年割額と 支出済額 との差	比 較			
	左 の 財 源 内 訳			一般財源		左 の 財 源 内 訳			一般財源
	特 定 財 源					特 定 財 源			
			国県支出金	地方債	その他	国県支出金	地方債	その他	
133,793,448	-	100,000,000	-	33,793,448	54,706,552	-	39,500,000	-	15,206,552
266,908,026	-	197,600,000	-	69,308,026	△ 52,408,026	-	△ 37,100,000	-	△ 15,308,026
400,701,474	-	297,600,000	-	103,101,474	2,298,526	-	2,400,000	-	△ 101,474
12,195,000	-	-	-	12,195,000	17,805,000	-	-	-	17,805,000
-	-	-	-	-	57,500,000	-	-	-	57,500,000
74,551,000	-	-	-	74,551,000	△ 74,051,000	-	-	-	△ 74,051,000
86,746,000	-	-	-	86,746,000	1,254,000	-	-	-	1,254,000
161,123,606	-	119,700,000	-	41,423,606	289,876,394	-	214,000,000	-	75,876,394
560,331,380	420,000,000	100,600,000	-	39,731,380	343,668,620	-	252,600,000	-	91,068,620
1,547,960,300	400,000,000	815,000,000	42,014,701	290,945,599	△ 599,960,300	-	△ 446,000,000	△ 14,701	△ 153,945,599
2,269,415,286	820,000,000	1,035,300,000	42,014,701	372,100,585	33,584,714	-	20,600,000	△ 14,701	12,999,415
193,412,394	-	119,300,000	-	74,112,394	69,987,606	-	40,100,000	-	29,887,606
416,944,179	-	274,300,000	-	142,644,179	△ 48,344,179	-	△ 17,800,000	-	△ 30,544,179
17,335,800	-	13,000,000	-	4,335,800	△ 16,335,800	-	△ 13,000,000	-	△ 3,335,800
627,692,373	-	406,600,000	-	221,092,373	5,307,627	-	9,300,000	-	△ 3,992,373
131,800,000	72,490,000	53,300,000	-	6,010,000	218,200,000	120,010,000	88,500,000	-	9,690,000
456,048,000	250,826,400	195,400,000	-	9,821,600	△ 86,048,000	△ 47,326,400	△ 28,900,000	-	△ 9,821,600
120,145,000	66,079,750	54,000,000	-	65,250	△ 110,145,000	△ 60,579,750	△ 49,500,000	-	△ 65,250
707,993,000	389,396,150	302,700,000	-	15,896,850	22,007,000	12,103,850	10,100,000	-	△ 196,850
70,000,000	-	63,000,000	-	7,000,000	106,000,000	-	95,400,000	-	10,600,000
367,800,000	-	331,000,000	-	36,800,000	△ 103,800,000	-	△ 93,400,000	-	△ 10,400,000
437,800,000	-	394,000,000	-	43,800,000	2,200,000	-	2,000,000	-	200,000

(単位 円)

款	項	事業名	年 度	全 体 計 画				
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳			一般財源
					特 定 財 源			
			国県支出金	地 方 債	そ の 他			
10 教育費	2 小学校費	笠原小学校校舎増築事業(1期)	2	173,000,000	32,007,000	136,900,000	-	4,093,000
			3	314,000,000	74,683,000	231,200,000	-	8,117,000
			計	487,000,000	106,690,000	368,100,000	-	12,210,000
		吉田小学校長寿命化改良事業(2期)	元	236,000,000	45,794,000	190,000,000	-	206,000
			2	415,000,000	65,553,000	323,600,000	-	25,847,000
			3	62,000,000	-	33,000,000	-	29,000,000
	計	713,000,000	111,347,000	546,600,000	-	55,053,000		
	酒門小学校長寿命化改良事業(1期)	元	165,000,000	29,125,000	135,800,000	-	75,000	
		2	483,000,000	40,721,000	370,100,000	-	72,179,000	
		3	40,000,000	-	21,100,000	-	18,900,000	
		計	688,000,000	69,846,000	527,000,000	-	91,154,000	

支出済額	実 績				年割額と 支出済額 との差	比 較			
	左 の 財 源 内 訳			一般財源		左 の 財 源 内 訳			一般財源
	特 定 財 源					特 定 財 源			
			国県支出金	地 方 債	そ の 他	国県支出金	地 方 債	そ の 他	
137,375,138	32,007,000	93,900,000	-	11,468,138	35,624,862	-	43,000,000	-	△ 7,375,138
301,264,130	74,683,000	209,700,000	-	16,881,130	12,735,870	-	21,500,000	-	△ 8,764,130
438,639,268	106,690,000	303,600,000	-	28,349,268	48,360,732	-	64,500,000	-	△ 16,139,268
-	-	-	-	-	236,000,000	45,794,000	190,000,000	-	206,000
272,435,955	45,240,000	182,400,000	-	44,795,955	142,564,045	20,313,000	141,200,000	-	△ 18,948,955
391,619,443	110,951,000	248,900,000	-	31,768,443	△ 329,619,443	△ 110,951,000	△ 215,900,000	-	△ 2,768,443
664,055,398	156,191,000	431,300,000	-	76,564,398	48,944,602	△ 44,844,000	115,300,000	-	△ 21,511,398
-	-	-	-	-	165,000,000	29,125,000	135,800,000	-	75,000
352,522,142	28,790,000	251,500,000	-	72,232,142	130,477,858	11,931,000	118,600,000	-	△ 53,142
286,968,361	80,266,000	171,200,000	-	35,502,361	△ 246,968,361	△ 80,266,000	△ 150,100,000	-	△ 16,602,361
639,490,503	109,056,000	422,700,000	-	107,734,503	48,509,497	△ 39,210,000	104,300,000	-	△ 16,580,503

報告第55号

令和3年度水戸市下水道事業会計継続費精算について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第2項の規定に基づき、令和3年度水戸市下水道事業会計継続費精算について別紙のように報告する。

令和4年9月5日提出

水戸市長 高橋 靖

令和3年度水戸市下水道事業

款	項	事業名	年 度	全 体 計 画			
				年割額	左 の 財 源 内 訳		
					国庫補助金	企業債	当年度分損益勘定留保資金
1 資本的支出	1 建設改良費	水戸市浄化センター第1沈砂池設備及び送風機設備改築事業	2	647,000,000	331,200,000	315,800,000	-
			3	647,000,000	331,200,000	315,800,000	-
			計	1,294,000,000	662,400,000	631,600,000	-

会計継続費精算報告書

(単位 円)

実 績				比 較			
支払義務発生額	左 の 財 源 内 訳			年割額と支払義務発生額の差	左 の 財 源 内 訳		
	国庫補助金	企業債	当年度分損益勘定留保資金		国庫補助金	企業債	当年度分損益勘定留保資金
258,800,000	132,480,000	126,300,000	20,000	388,200,000	198,720,000	189,500,000	△ 20,000
993,110,000	508,521,900	484,500,000	88,100	△ 346,110,000	△ 177,321,900	△ 168,700,000	△ 88,100
1,251,910,000	641,001,900	610,800,000	108,100	42,090,000	21,398,100	20,800,000	△ 108,100

健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定に基づき、令和4年度に算定した健全化判断比率について、別紙監査委員の審査意見を付けて次のように報告する。

記

実質赤字比率	-
連結実質赤字比率	-
実質公債費比率	9.3%
将来負担比率	123.1%

備考 「-」は、該当数値がないことを示す。

令和4年9月5日提出

水戸市長 高橋 靖

健全化判断比率審査意見書

1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項に基づく審査

2 審査の対象

令和3年度決算等に基づき令和4年度に算定した実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

3 審査の期間

令和4年7月15日から同年8月8日まで

4 審査の実施内容等

審査に当たっては、水戸市監査基準（令和2年水戸市監査委員告示第1号）にのっとり、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令に適合し、かつ正確であるかについて関係書類との照合及び計数の確認を行うとともに、7月25日には、監査委員室において関係職員から説明を聴取し、審査を実施した。

5 審査の結果

下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令に適合し、かつ正確であることを認めた。

6 意見

健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準を下回っているが、4大プロジェクト等に伴い、実質公債費比率及び将来負担比率は、当面は大きな低下が見込めない状況にある。引き続き、公債費負担の軽減及び市債残高の抑制に取り組みながらも、優先度が高い施策に十分な財源配分ができるよう、着実な財政運営に努められたい。

記

(単位 ٪)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
-	-	9.3	123.1
(11.25)	(16.25)	(25.0)	(350.0)

備考1 「-」は、該当数値がないことを示す。

2 早期健全化基準の数値を括弧内に記載した。

資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定に基づき、令和4年度に算定した資金不足比率について、別紙監査委員の審査意見を付けて次のように報告する。

記

公設地方卸売市場事業会計	-
農業集落排水事業会計	-
東前第二土地区画整理事業会計	-
水道事業会計	-
下水道事業会計	-

備考 「-」は、該当数値がないことを示す。

令和4年9月5日提出

水戸市長 高橋 靖

資金不足比率審査意見書

1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項に基づく審査

2 審査の対象

令和3年度決算等に基づき令和4年度に算定した資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

3 審査の期間

令和4年7月15日から同年8月8日まで

4 審査の実施内容等

審査に当たっては、水戸市監査基準（令和2年水戸市監査委員告示第1号）にのっとり、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令に適合し、かつ正確であるかについて関係書類との照合及び計数の確認を行うとともに、7月25日には、監査委員室において関係職員から説明を聴取し、審査を実施した。

5 審査の結果

下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令に適合し、かつ正確であることを認めた。

6 意見

今後も、資金不足額が生じることのないよう、各会計の健全な経営に努められたい。

記

（単位 ٪）

会計名	資金不足比率
公設地方卸売市場事業会計	- (20.0)
農業集落排水事業会計	- (20.0)
東前第二土地区画整理事業会計	- (20.0)
水道事業会計	- (20.0)
下水道事業会計	- (20.0)

備考1 「-」は、該当数値がないことを示す。

2 経営健全化基準の数値を括弧内に記載した。

非強制徴収債権の放棄について

水戸市債権管理条例（平成23年水戸市条例第2号）第6条第2項の規定に基づき、令和3年度に放棄した非強制徴収債権について、次のように報告する。

記

会計名	債権名	件数	金額	債権放棄の根拠
一般会計	住宅使用料	739件	7,230,700円	第6条第1項第1号
		198件	3,210,900円	第6条第1項第4号
	地域改善対策住宅新築資金等貸付金	168件	17,734,752円	第6条第1項第4号
	給食費	8件	32,200円	第6条第1項第1号
	開放学級事業保護者負担金	209件	831,680円	第6条第1項第1号
水道事業会計	水道料金	2,367件	7,446,560円	第6条第1項第1号
		28件	103,763円	第6条第1項第4号

令和4年9月5日提出

水戸市長 高橋 靖

報告第59号

公益財団法人水戸市スポーツ振興協会の令和3年度事業報告及び
決算に関する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、公益財団法人水戸市スポーツ振興協会の令和3年度事業報告及び決算に関する書類を別冊のように提出する。

令和4年9月5日提出

水戸市長 高橋 靖

報告第60号

公益財団法人水戸市芸術振興財団の令和3年度事業報告及び決算
に関する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、公益財団法人水戸市芸術振興財団の令和3年度事業報告及び決算に関する書類を別冊のように提出する。

令和4年9月5日提出

水戸市長 高橋 靖

報告第61号

一般財団法人水戸市農業公社の令和3年度事業報告及び決算に関する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、一般財団法人水戸市農業公社の令和3年度事業報告及び決算に関する書類を別冊のように提出する。

令和4年9月5日提出

水戸市長 高橋 靖

報告第62号

一般財団法人水戸市公園協会の令和3年度事業報告及び決算に関する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、一般財団法人水戸市公園協会の令和3年度事業報告及び決算に関する書類を別冊のように提出する。

令和4年9月5日提出

水戸市長 高橋 靖

報告第63号

公益財団法人水戸市国際交流協会の令和3年度事業報告及び決算
に関する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、公益財団法人水戸市国際交流協会の令和3年度事業報告及び決算に関する書類を別冊のように提出する。

令和4年9月5日提出

水戸市長 高橋 靖

報告第64号

一般財団法人水戸市勤労者福祉サービスセンターの令和3年度事業報告及び決算に関する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、一般財団法人水戸市勤労者福祉サービスセンターの令和3年度事業報告及び決算に関する書類を別冊のように提出する。

令和4年9月5日提出

水戸市長 高橋 靖

報告第65号

一般財団法人水戸市商業・駐車場公社の令和3年度事業報告及び
決算に関する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、一般財団法人水戸市商業・駐車場公社の令和3年度事業報告及び決算に関する書類を別冊のように提出する。

令和4年9月5日提出

水戸市長 高橋 靖

認定第1号

令和3年度水戸市一般会計及び特別会計決算認定について

- 1 令和3年度水戸市一般会計決算
- 2 令和3年度水戸市国民健康保険会計決算
- 3 令和3年度水戸市公設地方卸売市場事業会計決算
- 4 令和3年度水戸市駐車場事業会計決算
- 5 令和3年度水戸市農業集落排水事業会計決算
- 6 令和3年度水戸市東前第二土地区画整理事業会計決算
- 7 令和3年度水戸市公共用地先行取得事業会計決算
- 8 令和3年度水戸市介護保険会計決算
- 9 令和3年度水戸市介護サービス事業会計決算
- 10 令和3年度水戸市後期高齢者医療会計決算
- 11 令和3年度水戸市母子父子寡婦福祉資金会計決算

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、監査委員の審査意見を付けて提出し、認定に付するものである。

令和4年9月5日提出

水戸市長 高橋 靖

認定第2号

令和3年度水戸市公営企業会計決算認定について

- 1 令和3年度水戸市水道事業会計決算
- 2 令和3年度水戸市下水道事業会計決算

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条4項の規定に基づき、監査委員の審査意見を付けて提出し、認定に付するものである。

令和4年9月5日提出

水戸市長 高橋 靖

認定第3号

令和3年度水戸地方農業共済事務組合農業共済事業会計決算認定 について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第5条第3項の規定に基づき、令和3年度水戸地方農業共済事務組合農業共済事業会計決算を、監査委員の審査意見を付けて提出し、認定に付するものである。

令和4年9月5日提出

水戸市長 高橋 靖